

お知らせ

平成 24 年 7 月 3 日

液化石油ガス製造事業所長様

(社)山口県 L P ガス協会

高圧ガス保安法関係告示の一部改正について

高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 80 条第 2 項の規定に基づく保安検査の方法を定める告示（平成 17 年 3 月 30 日付け経済産業省告示第 84 号）が、平成 24 年 6 月 29 日付け経済産業省告示第 151 号により下記のとおり（概要）改正され、平成 24 年 6 月 29 日から施行されました。

記

1 保安検査の方法に係る改正について

製造施設	保安検査の方法
液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（下欄に掲げる製造施設を除く。）	高圧ガス保安協会規格 KHKS 0850-2 (2011) 保安検査基準（スタンド関係を除く。）
製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設	高圧ガス保安協会規格 KHKS 0850-6 (2011) 保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）

2 主な改正点について

- (1) フレキシブルチューブ類の耐圧性能及び強度の検査について、KHKS が適用となり、検査方法が記載されたこと。
- (2) 余寿命予測に基づく検査方法・周期の設定に係る部分は、KHKS から削除されたこと。
- (3) 内部及び外部から検査のできない機器（フルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管等）について、同一の腐食・劣化損傷環境下である他の機器の検査結果をもとに、当該箇所の減肉及び劣化損傷のないことを確認することになったこと。
- (4) 内部目視検査、肉厚測定検査、非破壊検査（肉厚測定検査以外のもの）の適用が困難な場合又は余裕のある肉厚、安全率となっていて、過大な応力が負荷されるおそれのない高圧ガス設備については、耐圧試験を行うことで、内部目視検査等の実施が不要とされたこと。

上記は、平成 24 年 7 月 3 日付け平 24 防災危機第 545 号の総務部長名による文書でもって通知された内容です。

液化石油ガス製造事業所を始め関係事業所の皆様には、高圧ガス保安協会発行の「保安検査基準・定期自主検査指針」（「KHKS 0850-2・KHKS 1850-2 (2011)、又はスタンド関係では KHKS 0850-6・KHKS 1850-6 (2011)」）を直接入手され、保安検査及び定期自主検査の方法等について遺漏のなきよう特段のご配慮をお願いします。

○ KHKS 基準のご案内について

◇ KHKS 0850-2 頒布価格 2,000 円（消費税込） ◇ KHKS 0850-6 1,700 円（消費税込）

高圧ガス保安協会 教育事業部 ☎ 105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13、神谷町セン

トラルプレイス

TEL 03-3436-6102